

セブキャンパスプログラム規約

A. 授業および生活態度に関する規約	2
1. 授業の提供について	2
2. 授業の出席について	2
3. 宿題について	2
4. 服装と身だしなみについて	2
5. 差別、いじめ、暴力、ハラスメントについて	3
6. スマートフォンや携帯電話の使用について	3
7. 喫煙・飲酒および二日酔いでの受講について	3
8. 薬物および危険物等の持ち込みについて	3
B. 保険加入の義務	4
C. 健康管理の義務	4
D. その他の義務	4
E. 禁止行為	4
F. 免責事項	5
G. 手数料および返金に関する規約	5

Brighture English Academy（以下、「本校」と言います。）は、英語学習に真摯に取り組む人のための学校であり、すべての学生が集中して授業を受け、学習に取り組むことができるよう、本規約を定めます。プログラムの申し込みにあたっては、本規約の内容を予め全文読み、内容の全てに同意して申し込むものとします。

A. 授業および生活態度に関する規約

学生は、本校の一員としてふさわしい行動をとることが求められます。学習意欲の感じられない受講態度や正当な理由のない遅刻・欠席が続く場合、または本校の名誉や評判を著しく傷付ける行為が見られる場合は、停学や退学を含む処分を行います。

1. 授業の提供について

- 月曜日から金曜日を受講日とし、一コマ50分の授業を申し込み時に選択したプランまたはコースに応じて提供します。ただし、フィリピンの祝祭日など、免責事項に定める事由に該当する場合はこの限りではありません。
- 授業の構成・内容・スケジュール・担当講師は、受講生のレベル・目標・受講期間等を考慮して、本校が決定します。
- 学生は、講師の指名や変更はできません。ただし、正当な理由があり、かつ本校が必要と認める場合は、本校は必要な措置をとります。
- 傷病や有給休暇の取得などにより担当講師が出勤できない場合、本校は別の講師を任命します。

2. 授業の出席について

- 学生は、授業が開始するまでに所定の教室または受講ブースに移動を完了してください。
- 体調不良、その他正当な理由により遅刻・欠席・早退する場合は、授業開始前に下記の連絡先に連絡してください。

Eメール: info@brighture.jp

- 事前に連絡をせず、または許可を得ずに授業に15分以上遅れた場合は、無断欠席とみなし、当該授業は自動的にキャンセルとします。

3. 宿題について

- 学生は、宿題を課された場合、授業開始までに当該宿題を完了させてください（「完了」とは、出題された範囲・内容の全部を終えることをいい、一部のみ着手した状態は「未完了」とみなします）。

4. 服装と身だしなみについて

- 服装は原則自由としますが、講師や他の学生に不快感を与えないような清潔な服装および歯・口・身体の衛生を心がけてください。
- 極端に肌を露出する服装（水着、キャミソール、胸が大きく開いた服、透ける素材の服、極端に短いミニスカートやホットパンツなど）、いじめ・差別・暴力・性的なメッセージなどを示唆するデザイン（特定の人種や民族、性別、宗教、社会階層などを誹謗中傷するメッセージなど）が施された服装は、固く禁じます。
- 上記に違反すると本校が判断した場合は、口頭または書面による注意を行い、改善しない場合は必要に応じて停学または退学処分とします。

5. 差別、いじめ、暴力、ハラスメントについて

- 本校は、あらゆる差別（人種・民族・性別・信仰・信条・学歴・成績または政治的・経済的・社会的関係などの偏見や先入観に基づいて、特定の人物や集団に対して不平等な扱いをすること）・いじめ（心理的・物理的な攻撃により、精神的な苦痛を与えること）・暴力（殴る、蹴るなどの有形力の行使（刑法上の暴行や傷害に該当する行為）および心無い言動等により相手を精神的に傷つける行為）・ハラスメント（本人の意図に関わらず、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりする行為）を容認しません。
- 本校の内外を問わず、差別・いじめ・暴力・ハラスメントなどが認められた場合は、関係者から事情を聴取し、協議を行ったうえで、必要に応じて該当者を停学または退学処分とします（暴力が認められた場合は、原則として退学処分とし、直ちにフィリピン当局に通報します）。
- 当該行為がフィリピンの国内法に抵触する可能性があるとして本校が判断した場合は、本校はフィリピン当局に通報・報告します。

6. スマートフォンや携帯電話の使用について

- スマートフォンや携帯電話またはそれに類する機器は、録画・録音、および授業に必要な調べごとをする場合に限り、授業中の利用を許可します。
- 授業中に、事務局または講師の事前の許可を得ず、また授業に関係のない理由で電話、テキストメッセージ、ソーシャルメディアなどを閲覧または応答した場合は、授業妨害とみなし、担当講師の判断で当該機器を没収します。
- 仕事の都合や緊急の用事などのために授業中の応答が必要な場合は、あらかじめ事務局または講師に伝えて許可を得てください。なお、他の生徒の学習の妨げにならないよう、電話等の利用は、受付エリアまたは個室に限り許可します。
- 上記に違反した場合は、口頭または書面による注意を行い、改善しない場合は必要に応じて停学または退学処分とします。

7. 喫煙・飲酒および二日酔いで受講について

- 本校内での喫煙、飲酒は固く禁じます。違反者はその理由に関わらず即退学とします。
- 二日酔いで登校・受講は固く禁じます。二日酔いで登校・受講が発覚した場合は、口頭または書面による注意を行い、改善しない場合は必要に応じて停学または退学処分とします。

8. 薬物および危険物等の持ち込みについて

- 本校内に危険物や法律で禁じられた薬物等（以下、「危険物等」という）を持ち込むことを禁じます。
- 危険物等の持ち込みが疑われる場合、本校は事前に許可を得ることなく該当者の持ち物を検査する権利を有します。
- 危険物等が発見された場合、本校は、これを差し押さえ、フィリピン当局に通報・提出します。この場合、本校は、事情を聴取し、協議を行ったうえで、必要に応じて該当者を停学または退学処分とします。
- 本校は、荷物の検査または危険物等が発見された場合の差し押さえを行った際に、危険物等の所持者が抵抗した場合、当該所持者は、教職員、他生徒、施設の警備員などによって取り押さえる可能性があります。また、危険物等の内容によっては、フィリピン警察による取り調べや勾留を受けることもあります。

B. 保険加入の義務

学生は、海外旅行保険に加入することが義務付けられます。保険に加入していない場合、本校は、いかなる場合も医療費や損害金の支払いまたは立替はしません。

- クレジットカード付帯の保険を利用する場合は、自己の責任において、必ず渡航前に適用条件や適用範囲をカード会社に確認し、保険の利用に必要な書類（旅費のカード払いを証明するためのカード利用明細書など）を用意してください。

C. 健康管理の義務

学生は、自身の健康を管理する責任を負います。下記に該当する場合、本校は帰国を強く推奨します。帰国をせずに疾病等が重症化した場合や死亡した場合、本校は一切の責任を負いません。

- 妊娠した場合
- 既往症から重篤な症状が発生した場合
- 意識不明の状態に一度でもなった場合
- 医師から帰国を推奨された場合

D. その他の義務

学生は、下記の事項について、自己の責任で管理し、対応するものとします。原則として本校はサポートの責任を負いません。

- 渡航に必要な書類（ワクチン接種証明書、陰性証明書、その他政府が指定する書類）の取得
- 航空券の購入・変更・払戻およびフライトスケジュールの管理
- 宿泊先の予約・変更、チェックイン・チェックアウト等
- 所持品の管理、所持品の紛失・盗難に関する被害届等
- 海外旅行保険の利用および保険金請求
- 空港と宿泊先、宿泊先と学校、その他現地での移動
- 食事や洗濯等、現地における生活
- その他、自己の責任において管理することが社会通念上適当であると認められること

E. 禁止行為

本校は、下記の行為を固く禁じます。違反した場合は、口頭または書面による注意を行い、必要に応じて停学または退学処分とします。

- 客観的な事実に基づかない誹謗や中傷、その他合理性を欠く主張や言動により、本校の運営を妨げ、または本校の名誉や評判を不当に毀損する行為
- 本校または本校の講師・他の学生などの第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、プライバシーを侵害する行為
- 本校が提供するコンテンツやサービスを営利目的で利用することまたはその準備を行うこと
- 本校が提供するコンテンツやサービス、その他本校または授業で知り得た情報や施設の様子等を本校の許可なく無断で公開または共有すること
- 下記に列挙する行為の他、本校内における学習目的を超えて講師と接触しようとする
 - 講師の雇用条件等の機密情報を詮索または公表すること
 - 講師の個人情報を詮索または講師と個人的に接触すること

- 本校の競合たりうる企業やサービスに従事するよう講師を勧誘すること
- 講師を雇用することまたは講師と個人的に契約すること
- 講師と金品を授受すること
- 本校の内外を問わず、他の学生の授業や学習を妨げる一切の行為

F. 免責事項

本校は、下記の事項について、補償を行わず、また一切の責任を負いません。また、当規約や安全管理の注意事項を遵守しないで事件や事故に巻き込まれた場合、本校は補償またはサポートの責任を負いません。

- 疾病、災害、戦乱、紛争、内乱、暴動、運送機関の遅延や日程変更、当局による身柄拘束、その他不可抗力の原因により直接的または間接的に生じた損害
- 本校外で発生した事件、事故、犯罪などにより直接的または間接的に生じた損害
- 本校外での活動（交通機関利用、観光、ショッピング、飲食、スポーツなど）を原因とする怪我や疾病
- インターネット等の通信トラブルを原因として直接的または間接的に生じた損害
- 上記のいずれかの事由またはフィリピンの祝日（祝日は原則としてフィリピン政府の定めに従いますが、運営の都合上休校日を前後させる場合があります）により本校が休校となった場合、本校は授業減少に対する補償は行いません。また、選挙などの事情により急に祝日が制定される場合についても補償は行いません。
- 学生間で発生したトラブルの解決は当事者間の責任によって行われるものとし、本校は問題解決の責任を負いません。

G. 手数料および返金に関する規約

1. プログラム開始前に、プログラムの全部または一部をキャンセルする場合（受講期間を短縮する場合は短縮される日程がキャンセルされるものと考えます）、キャンセルを申し出た日からプログラム開始日（休校日に当たる場合も月曜日とします）までの日数に応じて、下記のとおり料金の全部または一部を返金します。

- プログラム開始日の24日前まで 料金の100%
- プログラム開始日の10日前まで 料金の75%
- プログラム開始日の前日まで 料金の50%

2. プログラム開始前に、受講期間を変更せずに、開始日を変更する場合、変更を申し出た日から当初予定していた開始日（休校日に当たる場合も含めて月曜日とします）までの日数に応じて、下記のとおり変更手数料を支払うものとし、ただし、満席のため変更後の日程での受け入れができない場合、本校は変更を断ることができます。

- 授業開始日の15日前まで 無料
- 授業開始日の前日まで 20,000円

3. プログラム開始後に受講をキャンセルする場合（受講期間を短縮する場合は短縮される日程がキャンセルされるものと考えます）、甲は乙がキャンセルを申し出た日の翌週以降分の料金の50%を返金します。

4. プログラム開始後に、受講期間を変更せずに、残存期間の日程を変更する場合、変更を申し出た日から変更対象となる期間の授業開始日（休校日に当たる場合も含めて月曜日とします）までの日数に応じて、下記のとおり変更手数料を支払うものとし、ただし、満席のため変更後の日程での受け入れができない場合、本校は変更を断ることができます。

- 授業開始日の15日前まで 無料
- 授業開始日の前日まで 20,000円

5. プログラム開始後に支払いが完了したビザの延長費用等は、いかなる場合も返金しません。
 6. 上記に拘らず、下記の事由に該当する場合は、該当期間の基本料金等は返金しません。
 - 生徒の都合により授業を欠席する場合
 - 停学または退学処分となった場合
 7. 返金する場合、学生は返金用の銀行口座を本校に通知する必要があります。本校は、銀行口座の通知された日から5営業日以内に指定口座に返金額を振り込みます。振込の際に手数料等が発生する場合は、学生が負担するものとします。
-

作成日：2022年7月1日